

## 永代供養墓

### 1・永代供養とは

永代供養とは、観明寺とご縁のあった方とそのご先祖について、観明寺が存続する限り、観明寺の住職が歴代に亘ってご供養申し上げることを言います。

### 2・現在の檀家のご先祖は

勿論、現在おまつりしている檀家様のご先祖も永代に亘ってご供養することによって変わりはありません。菩提寺が変わられた方でも、過去帳からの削除はしてありません。

### 3・慧日とは

慧日（えにち）とは、法華経観世音菩薩普門品（通称・観音経）にある、「慧日破諸闇」（お日さまのめぐみはもろもろの闇を破る）から、観音様の慈悲に包まれた世界を現します。

### 4・使用者とは

この永代供養墓は、中に入る本人との契約を原則にしています。死亡後遺骨をお持ちの方は、その代理者となります。どういうことかといいますと、契約者が、その権利をもって、当初と違う方の埋葬をされること望まれたり、埋葬後に異議を申し立てたりすることを防ぐ為です。

### 5・埋葬の時期

埋葬には、すぐに合葬する方法と、内部の棚に安置し、17年後に合葬する方法と、一人ずつの区画に安置し、33年後に合葬するタイプがあります。いずれも、契約時からではなく、埋葬の時期より数えます。

また、埋葬の儀式は随時行いますが、時期が重なる場合は、期日を決めて、合同で行う場合があります。

### 6・埋葬の費用

永代供養料には、埋葬の儀式の布施も含まれます。

塔婆を建てる場合の塔婆代は別途いただきます。

葬儀の費用は含まれません。

### 7・永代供養料

永代供養料は、合葬型は10万円、と、17年後合葬型は17万円、33年後に合葬型は33万円です。

### 8・期間の延長

17年後合葬型、33年後合葬型は、期間の延長ができます。たとえば、夫婦で申し込まれた場合に、亡くなる時期が異なる等の理由により、合葬時期を揃えてほしい等の要望にこたえるものです。

### 9・遺骨のお預かり

永代供養墓は合葬型ですので、合葬後はお返しできません。17年後合葬型、33年後

合葬型は途中改葬等の理由により、お返しできます。一時預かりの場合は、どちらかを選択してください。